

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

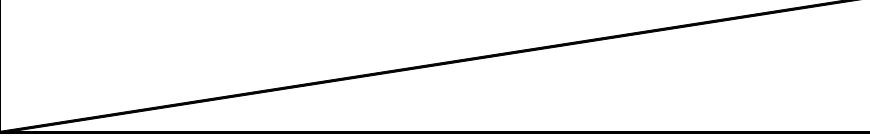
1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	新宿区
4. 届出番号	48
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/kikaku01_002131.html

執行機関名 新宿区長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区規則で定めるもの 【新宿区保育ルーム一時保育の実施に関する要綱(平成23年8月9日付け23新子保運第503号)第14条第3項の規定による利用料の免除に関する事務】
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月14日新宿区条例第47号)第3条別表区長の項第5号 児童育成手当の支給、ひとり親家庭等の医療費の助成その他の子ども・子育て支援に関する事務であって新宿区規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	新宿区保育ルーム一時保育の実施に関する要綱(平成23年8月9日付け23新子保運第503号) 第14条第3項

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第14条 区長は、一時保育を実施したときは、本人又は保護者から当該一時保育に係る料金（以下「利用料」という。）を徴収する。 2 前項の規定により徴収する利用料の日額は、児童一人につき、1,000円とする。利用料には給食代を含む。 3 前項の規定にかかわらず、児童の保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯に属する場合には、当該児童に係る利用料を免除することができる。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>新宿区保育ルーム事業実施要綱（平成21年9月3日付け21新子保保第1557号） 新宿区保育ルーム一時保育の実施に関する要綱（平成23年8月9日付け23新子保運第503号）</p>